

令和2年4月22日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

新型コロナウイルス感染症の影響に対する「給付金制度」

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として現段階で発表されている給付金制度について、「持続化給付金」と東京都の「感染拡大防止協力金」の内容をまとめました。ただし、これらはいずれも令和2年度の補正予算案の成立が前提となるため確定されたものではありませんし、現時点では申請することができません。4月最終週以降に確定・公表される見込みであり、今後条件等が変更されることがありますのでご注意ください。

【持続化給付金】

① 給付額

法人…200万円 個人事業主…100万円

ただし、以下の計算式による上限額が設定されています。

「(2019年の1年間の総売上)

－(2020年1月～12月の売上高で前年同月比50%以上減少した月の売上高×12ヵ月)」

② 給付対象

2020年1月～12月のいずれかひと月の売上高が、前年の同月比50%以上減少している者。

③ 申請方法

Web上での申請を基本とし、必要に応じて完全予約制の申請支援を行う窓口を設置する。

④ 提出書類・申請に必要な情報

住所、口座番号(通帳の写し)、2019年の確定申告書類の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿等(様式は問わない)、法人番号(法人の場合)、本人確認書類(個人事業主の場合)

参照 経済産業省 HP<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

【感染拡大防止協力金】(東京都)

① 給付額

50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)

② 給付対象

「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。(要請等を受けていない者が自主的に休業を行っても対象となりません)

- 緊急事態措置以前に開業しており営業の実態がある事業者が、2020年4/16～5/6までの期間において休業(飲食店等の場合は夜20時～翌朝5時までの営業自粛)をした場合に対象となります。

- 都外に本社がある事業者が、都内の事業所の休業等を行った場合も対象となります。

参照 休業要請等対象施設<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

③ 申請方法

申請受付期間：2020年4/22～6/15(予定)

申請方法：WEBを通じて申請。郵送または持参による申請も可能。

④ 提出書類

協力金申請書、営業実態が確認できる書類(確定申告書の写し+直近の帳簿・業種に係る営業許可証の写しなど)、休業の状況が確認できる書類(事業収入額を示した帳簿の写し+休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写しなど)、誓約書

参照 東京都産業労働局 HPhttps://www.sangyo-rodou.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html